

業 務 委 託 契 約 書 (案)

- 1 件 名 那覇市立小中学校 LAN 配線等整備業務委託
- 2 業 務 内 容 別紙「業務委託仕様書」のとおり
- 3 履 行 場 所 別紙「業務委託仕様書」のとおり
- 4 契 約 期 間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 5 契 約 金 額 〇〇〇〇〇〇〇円 (うち、消費税及び地方消費税額〇〇〇〇〇〇円)
- 6 契約保証金 那覇市契約規則第 30 条第 6 号イの規定に基づき免除
- 7 特 約 事 項 情報セキュリティに関する特記事項

甲と乙は、次の条項に基づき、各々対等の立場における合意により本契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約を証するため、本書を 2 通作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
 那覇市
 那覇市長 知念 覚

乙

契 約 条 項

(契約の目的)

第1条 本契約は、甲が本件業務を乙に委託し、乙はこれを受託することに関する契約事項を定めることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 甲及び乙は、本契約に基づき実施する全ての事項において、日本国の法令並びに那覇市条例及び規則を遵守し、これに違反してはならない。

(委託内容)

第3条 甲が乙に対し委託する本件業務の委託内容の詳細については、別紙「業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に定めるものとする。

(履行場所)

第4条 契約履行の場所は、仕様書に定めるものとする。

(契約期間)

第5条 本件業務における契約期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

(業務委託料)

第6条 本件業務における業務委託料(以下「委託料」という。)は、〇〇〇〇〇〇円(うち、消費税及び地方消費税額〇〇〇〇〇円)とする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第30条第6号イの規定により免除する。

(検査)

第8条 乙は、本件業務が完了したときには、甲に対して業務完了報告書及び仕様書に定める成果物を納めなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書及び成果物を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。

3 前項の検査が不合格となり、成果物について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく

当該補正を行い、甲に補正完了を届け出て甲の再検査を受けなければならない。

(支払)

第9条 乙が本業務を完了し、かつ甲の検査に合格したときは、乙は甲に対し第6条に規定する委託料を請求することができる。

2 甲は、乙の適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第2項に規定する期間内に検収しないときは、その期限を経過した日から検収をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下、この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

4 本件業務の遂行に必要な旅費交通費、器具・備品、消耗品等にかかる費用は、全て乙が負担するものとし、甲は乙に対し委託料以外の費用を請求できないものとする。

(履行遅滞の場合における遅延利息金等)

第10条 乙は、甲が前条に定める期間内に委託料を支払わなかったとき、遅延利息として、支払期限の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じ、未払金額の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める割合で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を請求することができる。

2 乙の責めに帰すべき事由により契約期間内に業務を完了することができない場合において、契約期間経過相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延違約金を徴収して契約期間を延長することができる。

3 前項の遅延違約金の額は、契約金額につき遅延日数に応じ、委託料に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に定める割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第11条 甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なく、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引受けさせ、若しくは担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

- 第 12 条** 乙は、本契約について、本件業務を第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。当該第三者が更に第三者に委託する場合、それ以降の場合（以下、委託者の承諾した第三者を総称して「再委託先」という。）も同様とする。
- 2 乙は、前項ただし書の規定により甲の承諾を得ようとする場合、再委託先の名称及び住所、再委託の理由、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報、再委託先に対する監査の方法等を甲に書面により通知するものとする。なお、甲から受けた承諾の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 乙は、再委託先との間で、再委託にかかる業務を遂行させることについて、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。
- 4 乙は、再委託先の履行について、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負う。

(共同と役割分担)

- 第 13 条** 甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のため、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要となることを認識し、これら作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対し誠意をもって協力するものとする。
- 2 甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業は、甲乙協議の上別に定めるものとする。
- 3 甲及び乙は、共同作業及び各自の実施すべき分担作業に遅延又は不実施があった場合、それにより相手方に生じた損害の賠償を含めてかかる遅延又は不実施について相手方に対し責任を負うものとする。

(業務の調査)

- 第 14 条** 甲は、本件業務の作業に立ち会い、本契約書に規定する事項の確保、その他必要な事項について調査することができる。

(秘密の保持)

- 第 15 条** 甲及び乙は、本件業務遂行のために相手方より提供を受けた情報のうち、相手方が特に秘密である旨指定した情報（以下「秘密情報」という。）を第三者（第 12 条の規定に基づき、本件業務の一部を委託した第三者及び甲の指定する者を除く。）に開示又は漏えいしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。また、甲及び乙は、秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。
- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報

- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 相手方から秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
- 2 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 甲及び乙は、秘密情報を、本契約の目的のために知る必要のある甲の職員（甲がその業務遂行のため臨時的に雇用した者、及び委託契約により使用している者を含む。以下、本条において「職員等」という。）並びに乙（本契約に基づき乙が再委託する場合の再委託先を含む。）の役員及び従業員（以下本条において「従業員等」という。）に限り開示するものとし、本契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた職員等及び従業員等に退職後も含め課すものとする。
- 4 秘密情報の提供及び返還等については、第 20 条に準じる。
- 5 本条の規定は、本契約終了後も存続する。

（情報セキュリティ）

第 16 条 乙は、本契約の履行にあたって、別紙 1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

（契約の解除等）

- 第 17 条** 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 本契約に基づく債務（以下、本条において「本件債務」という。）の履行が不能であるとき
 - (2) 相手方が本件債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
 - (3) 本件債務の一部の履行が不能である場合、又は相手方が本件債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合であって、残存する部分のみでは契約をした目的が達せられないとき
 - (4) 重大な過失又は背信行為があったとき
 - (5) 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生法手続開始、会社更生法手続開始、特別清算開始の申立があったとき
 - (6) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (7) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (8) その他、前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき、並びに甲又は乙がその債務の履行をせず、その相手方が催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき

- 2 甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告したが、相当期間内に相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 第1項又は第2項に規定する解除が行われたときは、解除をされた当事者は、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。
- 4 第1項又は第2項に規定する解除が行われたときは、解除を行った当事者は、相手方に対し、損害賠償を請求することができる。

(暴力団等排除に係る契約解除)

第18条 甲は、乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は乙との間に本契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。))又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、本契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定により本契約を解除したときは、これによって乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(資料等の提供・管理等)

第19条 乙は、甲に対し、本件業務等の遂行に必要な資料等について、開示、貸与等の提供を求めることができる。甲が資料等の提供を拒み、又は当該資料の内容に誤りがあったことにより生じた本件業務等の履行遅滞、成果物の瑕疵等の結果について、乙は一切の責任を負わないものとする。ただし、乙がその資料等が不適當であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

- 2 乙は、甲から提供された本件業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理、保管し、かつ本件業務等以外の用途に使用してはならない。
- 3 乙は、甲から提供された本件業務等に関する資料等を本件業務等遂行上必要な範囲内で複製又は改変できるものとする。
- 4 乙は、甲から提供された本件業務等に関する資料等（前項の規定による複製物及び改変物を含む。以下本条において同じ。）が本件業務遂行上不要となったときは、乙は遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った処置を行うものとする。

(作業場所等の提供・管理等)

- 第 20 条** 甲は、本件業務等の遂行のために甲の事務所等で乙が作業を実施する必要がある場合、当該作業場所を甲乙協議の上、本件業務等に必要と認められる範囲で、乙に対し提供するものとする。
- 2 甲は、本件業務等の遂行のために必要性が認められ、かつ、それが提供可能な場合、前項の作業場所におけるソフトウェア、ハードウェア、什器、備品等（以下「機器設備作業環境等」という。）について、甲乙協議し、使用条件を明示の上、乙に提供することができるものとする。
- 3 乙は、甲から提供された作業場所及び機器設備作業環境等を本件業務等の遂行以外の目的で使用し、又は甲の承諾を得ずに、第三者に使用させないものとする。
- 4 乙は、前項により作業場所及び機器設備作業環境等を使用する場合は、甲より提示された条件のほか、甲の防犯、秩序維持等に関する諸規則を乙の業務従事者に遵守させなければならない。
- 5 乙は、甲から提供を受けた作業場所及び機器設備作業環境等を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、本件業務等遂行上不要となったときは、遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った処置を行うものとする。

(著作権の帰属)

- 第 21 条** 本件業務等の実施にあたって作成される成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合、当該著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、甲に帰属するものとする。

(知的財産権侵害の責任)

- 第 22 条** 乙は、甲に対し、本件業務等における成果物に関し第三者の著作権、特許権その他の産業財産権（以下本条において「知的財産権」という。）を侵害しないことを保証する。
- 2 甲が成果物に関し第三者から知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、速やかに乙に対し申立ての事実及び内容を通知するものとする。
- 3 前項の場合において、甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会及び全てについての決定権限を与え、並びに必要な援助を行ったときは、第 25 条の規定にかかわらず、乙はかかる申立てによって甲が支払うべきとされた損害賠償額及び合理的な弁護士費用を負担するものとする。ただし、第三者からの申立てが甲の責めに帰すべき事由による場合には、乙は一切責任を負わないものとする。
- 4 乙の責めに帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として成果物の将来に向けての使用が不可能となるおそれがあるとき、乙は、乙の判断及び費用負担により、権利侵

害のない他の成果物との交換、権利侵害している部分の変更、継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講じることができるものとする。

(損害賠償)

第 23 条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。ただし、この請求は、損害賠償を請求し得るときから 5 年間が経過した後は行うことができない。

2 前項の損害賠償額は、本契約の契約額を限度として賠償責任を負うものとする。

3 前項の規定は、損害賠償義務者の故意又は重大な過失に基づく場合には、適用しないものとする。

(契約内容不適合の場合の修正義務)

第 24 条 第 8 条の検査完了後、成果物について不適合（バグも含む。）が発見されたとき、甲は乙に対して不適合の修正を請求することができ、乙は、不適合を修正するものとする。ただし、乙がかかる修正責任を負うのは、甲が不適合を知ったときから 1 年以内に甲から通知がなされた場合に限る。

2 前項の規定は、不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不适当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

3 甲は、第 1 項の不適合の修正の請求に代えて、乙に対し、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

4 前 3 項の規定は、損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(合意管轄)

第 25 条 本契約に関する甲乙間の紛争については、那覇地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

2 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行については、日本国の法令に準拠するものとする。

(協議)

第 26 条 甲及び乙は、委託業務の処理に当たって、相手方の業務に支障を来さないよう協力するものとし、本契約に定めない事項及び本契約の条項に疑義を生じた場合は、那覇市契約規則によるもののほか、甲乙協議の上定めるものとする。

(別紙1)

情報セキュリティに関する特記事項

(目的)

第1条 本特記事項は、那覇市情報セキュリティポリシーに基づき、情報通信ネットワーク並びに情報システムの開発及び保守を含む情報システム関連業務全般にわたる業務委託に関して、受託者が守るべき情報セキュリティに関する特記事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本特記事項で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 委託者

ネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱う業務の処理を委託した者をいう。

(2) 受託者

ネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱う業務の処理の委託を受けた者をいう。

(3) 情報セキュリティ管理者

委託者の部局等における課(室)長をいう。

(4) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器(ハードウェア及びソフトウェア)をいう。

(5) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(6) 情報資産

ネットワーク及び情報システムの開発と運用に係る全てのデータ並びにネットワーク及び情報システムで取り扱う全ての情報をいう。なお、情報資産には、紙等の有体物に出力された情報も含むものとする。

(7) 管理区域

ネットワークの機器及び重要な情報システムを設置し、並びに当該機器等の管理及び運用を行うための部屋や電磁的記録媒体の保管庫をいう。

(管理体制の整備)

第3条 受託者は、委託業務に係る情報セキュリティに関する組織的な体制として、次に

掲げる事項について書面により明らかにしなければならない。また、内容に変更がある場合、受託者は速やかに書面により委託者へ連絡しなければならない。

- (1) 情報資産の取扱部署並びに責任者及び担当者
- (2) 情報資産を取り扱う作業範囲
- (3) 情報資産を取り扱う場所
- (4) 通常時及び緊急時の連絡体制

(秘密の保持)

第4条 受託者は、委託者から秘密である旨の告知とともに知り得た情報を他に漏らしてはならない。委託業務に係る契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第5条 受託者は、委託業務を第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。委託者の承諾を受けた第三者が更に第三者に委託する場合、以降の第三者（以下、委託者の承諾した第三者を総称して「再委託先」という。）に委託する場合についても同様とする。

- 2 受託者は、前項ただし書の規定により委託者の承諾を得ようとする場合、再委託先の名称及び住所、再委託の理由、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報、再委託先に対する監査の方法等を委託者に書面により通知するものとする。なお、委託者から受けた承諾の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 受託者は、再委託先との間で、再委託にかかる業務を遂行させることについて、委託業務に基づいて受託者が委託者に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。
- 4 受託者は、再委託先の履行について、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

(教育の実施)

第6条 受託者は、委託業務に係る受託者の責任者及び担当者に対して、情報セキュリティに関する教育（本特記事項の遵守を含む。）等、委託業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(情報資産の利用場所)

第7条 受託者は、委託業務を処理するために委託者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した委託者の情報資産を、委託者が指示した場所以外で利用してはならない。ただし、委託者の書面による事前の承諾がある場合はこの限りでない。

(入退室等管理)

第8条 受託者は、委託者の管理区域に入室する場合、身分証明書等を携帯し、委託者の求めにより提示しなければならない。

2 受託者は、委託者の管理区域への機器の搬入出においては、管理区域への入退室を許可された委託者の職員の立ち会いのもと行わなければならない。

3 受託者は、委託者の管理区域に入室する場合、委託業務に不要なコンピュータ、モバイル端末、通信回線装置、電磁的記録媒体等を持ち込んで서는ならない。

4 受託者は、委託者の管理区域へ搬入する機器等が、既存の情報システムに与える影響について、あらかじめ確認を行わなければならない。

(情報資産の利用)

第9条 受託者は、委託業務を履行するにあたって知り得た情報を、委託者の書面による事前の承諾を得ることなく委託業務を履行する目的以外で利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 受託者は、委託者の書面による事前の承諾を得ることなく委託者の情報資産に係る情報を複写し、又は複製してはならない。

(情報資産の保管)

第10条 受託者は、委託者から情報資産の提供等を受けた場合、当該情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の不正行為が行われないように適正に保管しなければならない。

(情報資産の持ち出し)

第11条 受託者は、情報資産を所管する委託者の情報セキュリティ管理者の書面による事前の承諾を得ることなく情報資産を外部へ持ち出してはならない。

2 受託者は、前項により情報資産を持ち出すときは、盗難、紛失、不正コピーその他の情報資産の不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第12条 受託者は、委託業務で必要がなくなった場合は、委託者の指示に従い、委託者の情報システム及び情報資産を直ちに委託者に返却し、又は廃棄その他の処分を行うものとする。

2 廃棄の方法は、次条の定めによるものとする。

(廃棄の方法)

第13条 受託者は、委託者の情報システム及び情報資産を廃棄する場合は、委託者の情

報セキュリティ管理者の事前の承諾を得て、情報を復元できないようデータ消去ソフトウェア等により消去し、又は物理的に破壊しなければならない。

- 2 受託者は、前項により情報を廃棄した場合は、速やかに廃棄日時、廃棄担当者、廃棄処理内容その他の廃棄した旨を証明する書面を委託者に提出しなければならない。

(不正プログラム対策)

第 14 条 受託者は、情報システムにコンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させ、最新の状態に保たなければならない。

- 2 受託者は、委託業務において、ソフトウェア開発元の提供するパッチやバージョンアップなどのサポートが終了したソフトウェアを使用してはならない。

(セキュリティ侵害の未然防止)

第 15 条 受託者は、情報システムのセキュリティホールに関する情報を収集し、必要に応じて、委託者を含む関係者間で共有しなければならない。また、当該セキュリティホールの緊急性及びリスクに応じて、ソフトウェア更新等の対策を実施しなければならない。

- 2 受託者は、情報セキュリティに関する社会環境や技術環境等の変化によって新たな脅威を認識した場合は、情報セキュリティの侵害を未然に防止するための対策を速やかに講じなければならない。

(情報システムの導入)

第 16 条 受託者は、情報システムを導入する場合、既に稼働している情報システムに接続する前に十分な試験を行わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報等の重要な情報を含む情報資産を試験に使用してはならない。
- 3 受託者は、情報システムの導入及び試験環境から運用環境への移行について、手順を明確にするとともに、情報資産の保存を確実に行之、移行に伴う情報システムの停止等の影響が最小限になるようにしなければならない。

(ネットワーク及び情報システムの管理)

第 17 条 受託者は、委託業務で使用するネットワーク及び情報システムを構成する機器に対し、委託者の事前の承諾を得ることなくソフトウェアを導入してはならない。

- 2 受託者は、サーバ等の情報システムを構成する機器の取付けを行う場合、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう適切に固定する等、必要な措置を講じなければならない。
- 3 受託者は、委託者の事前の承諾を得ることなく委託業務で使用するネットワーク及び情報システムを構成する機器の改造、増設又は交換を行ってはならない。

- 4 受託者は、ネットワーク又は情報システムを変更した場合は、変更履歴を作成し管理しなければならない。
- 5 受託者は、委託者の事前の承諾を得ることなく情報システムを構成する機器等をネットワークへ接続し、又はネットワークに接続している機器等を他ネットワークへ接続してはならない。

(事故等の報告)

- 第 18 条** 受託者は、委託業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、前項の事故の原因を究明し、記録を保存しなければならない。また、事故の原因究明の結果から、再発防止策を検討し、委託者に報告しなければならない。

(監査・検査への協力)

- 第 19 条** 委託者は、委託業務に係る受託者の情報セキュリティの運用状況に関し、必要に応じて業務履行場所への立入調査、検査、指導等を行うことができる。
- 2 受託者は、委託者から前項の立入調査、検査等の申入れがあったときは、特段の理由が認められる場合を除き、協力しなければならない。
 - 3 委託者は、第 1 項による立入調査、検査等による確認の結果、受託者による情報セキュリティの運用状況に瑕疵を認めたときは、期限を定めて指導又は改善を勧告するものとする。
 - 4 受託者は、前項による指導又は改善勧告を受けたときは、これに速やかに応じなければならない。

(セキュリティ事故の公表)

- 第 20 条** 委託者は、受託者の責に帰すべき事由に伴う情報セキュリティに関する事故を認知した場合には、その重要度や影響範囲等を勘案し、受託者の名称を含む当該事故の概要について報道機関等へ公表することができ、受託者はこれを受忍しなければならない。